

議案第 7 2 号

関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正について

関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部  
を改正する条例

関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成31年  
関市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特  
別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、  
「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「同条第4項第1号」を「同条第3項第  
1号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。